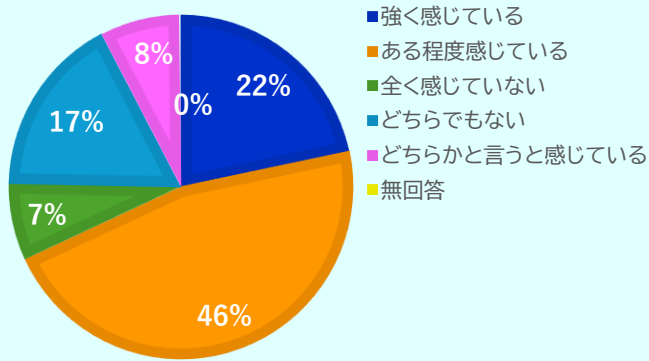


奈良市水道水源保護条例の制定に向けた地元アンケート調査結果

調査概要

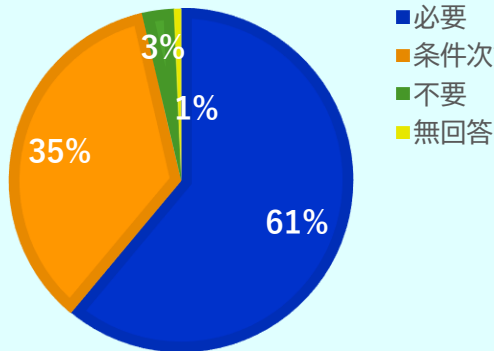
- ・調査期間 4月中旬から5月15日まで
- ・調査対象 奈良市水道水源保護指導要綱における水源保護地域(奈良市東部、都祁、月ヶ瀬)内及びその近隣世帯(3400世帯)
- ・調査方法 対象地域自治連合会内の自治会に各世帯への周知を依頼し世帯ごとに実施。紙又はインターネットにより回答
- ・回答率 470/3400(13.8%)

奈良市の水道水源の安全性について、どの程度不安を感じていますか？



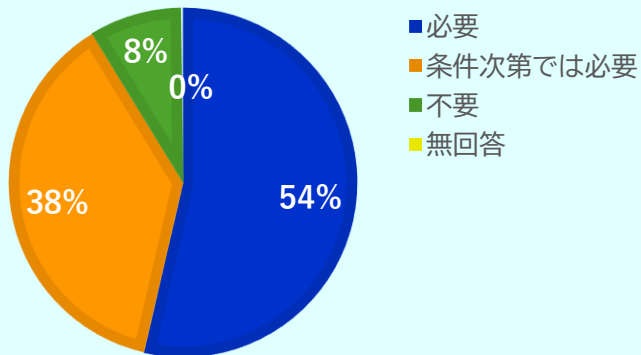
(土地取引)

水道水源保護のため、ある程度の面積以上の土地取引に対して、届出を行うことは必要だと思いますか？



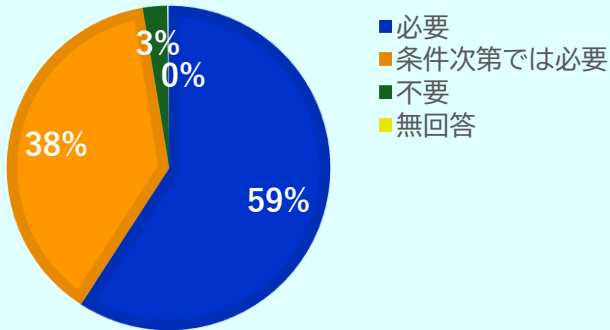
(地下水利用)

地下水を利用する場合において、一定規模以上の井戸がある事業所は、市へ届出を行うことについて必要だと思いますか？



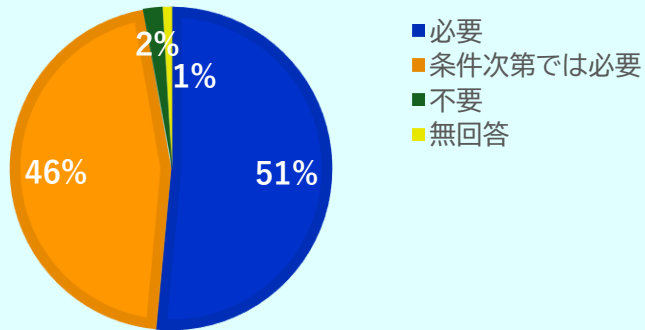
(排水規制)

水道水源保護のため、事業所等からの排水を規制することは必要だと思いますか？



(立地規制)

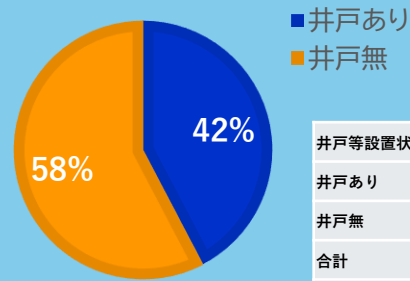
水道水源保護のため、事業活動する方に対して、施設設置に制限を設けることは必要だと思いますか？



事業場調査結果

地下水使用状況調査

井戸等設置状況 (111事業所)

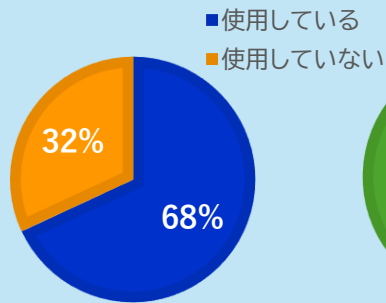


111事業所中、井戸は42%
(47件)の所有率であった。そ
の中で実際に使用している事
業所は68%(32件)であった。

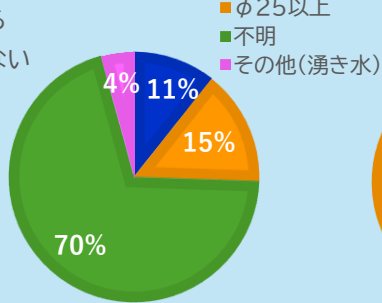
口径の把握ができたところは
26%(12件)と少なく、また、
使用流量を把握している事業
所も15%(7件)と少なかった。

内訳

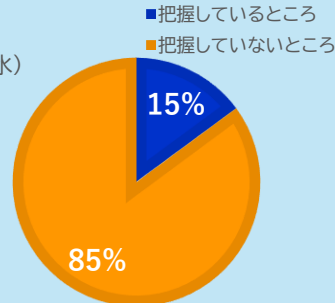
地下水使用状況



井戸口径

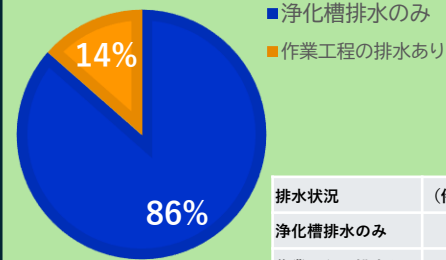


使用流量把握状況



事業所からの排水状況調査

排水状況



調査した111事業所
中、作業工程からの
排水を河川放流して
いる事業所は14%
(15件)であった。そ
の他は、トイレ等、浄
化槽の排水であった。

調査結果総括

〇地元アンケート調査結果について

・水道水源の保護に対して、届出等の規制を設けることについての賛成意見が多く、水道水源保護指導要綱の条例化は地元住民に意向にも沿った施策と考えられる。

〇事業所調査結果について

・現状では、井戸を使用している事業場はあるが、口径・使用流量を把握していない事業場も一部存在する。また、排水は、浄化槽からの排水が多く、作業工程からの排水は一部の事業場で存在することも確認できた。

奈良市水道水源保護指導要綱の条例化に関する地域住民の意見反映を求める要望書について

令和8年6月8日

東部地区自治連合協議会及び奈良市自治連合会都祁ブロックからの要望概要

水道水源保護条例が議会に提案されるにあたり、私たち地域住民も安全で安心な飲料水の確保に賛同している。しかし、この条例は生活環境や土地利用、地域産業に大きく影響する重要なものであるため、議会提出前に地域住民の意見を広く聞き、合意形成のための説明会や意見交換の場を設けることを強く求めます。

令和8年6月17日

東部地区自治連合協議会との意見交換を実施

1. 指定区域の設定と告示

対象区域の線引きを明確にする必要性がある。

2. 土地取引届出の基準

土地取引の届出にかかる手間と費用を考慮してほしいとの意見。

3. ソーラー発電関連の産廃問題

不正利用を防ぐ意味で届出制度は有効な手段と考えられる。

4. 地下水の保全

地下水や井戸の利用状況は限定的で、今後も慎重に対応したい。

5. 土地用途転換規制について

売買時点では用途が不明なため、農地転用規制を重点的に行うべき。

6. 排水規制における農薬使用制限

農薬使用の制限はゴルフ場のみの適用と考えている。

7. 土地取引届出の把握状況

届出の把握は難しく、万が一届出なしの取引があっても追跡は困難。